

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年10月11日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	宇治浄水場防火シャッター取替修繕		
業務場所	宇治市五ヶ庄高車地内		
委託期間	令和6年11月13日 ～ 令和7年3月31日 139日間		
業務概要及び条件	防火シャッターの取替 1. 宇治浄水場管理棟防火シャッター2台の取替 一式 2. 消防検査受検 一式		
予定価格	¥4,840,000 (税込)	最低基準価格	¥3,388,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②シャッターの取替または整備業務実績(元請、過去10年以内)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和6年10月17日(木) 午後5時00分まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年11月6日(水) 場所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和6年10月11日（金）午前9時から
令和6年10月24日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

競争入札参加資格者名簿登録業者等への連絡方法の変更について

契約課及び建設総括室より競争入札参加資格者名簿登録業者や、入札参加者等に行っている入札・契約等に係るお知らせ(入札通知書や検査結果通知書等の窓口受け取りの依頼、質疑回答書の公表、物品・役務の入札結果、指名停止措置など)の連絡方法を、令和6年9月27日より従来のファックスからメールに変更しました。

以下の点を確認し、必要に応じて手続き等を行ってください。

・送信先のメールアドレスについて

競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス(申請後にメールアドレス変更の届出をしている場合はそのメールアドレス)に、送信します。メールアドレスの登録の有無や申請時のメールアドレスが不明な場合は、契約課までお問い合わせください。

・メールアドレスの登録・変更について

競争入札等参加資格審査申請の際に、メールアドレスを記入しておらず新たにメールアドレスを登録される場合や、申請の際のメールアドレスから他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

・受信設定について

「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp(契約課)」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp(建設総括室)」です。

・工事及びコンサルタントについて(電子入札案件)

京都府電子入札システムより送信されるメール(指名通知、入札結果等)については従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、これまでファックスで連絡していたものについては、上記と同じくメールに変更します。

令和6年度

宇治浄水場防火シャッター取替修繕

仕 様 書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「宇治浄水場防火シャッター取替修繕」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得、十分な安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。
- 5 作業現場での感染予防対策を確実に実施しなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由及び作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前及び終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 施設運用の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第12条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。

- 2 第5条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第13条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後5日以内に、業務処理計画書(契約書第3条)・着手届(契約書第6条)・業務金額内訳書・工程(予定)表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負(委任)通知書。
- 3 現場施工前に、工程(実施)表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第2章特記事項に示された承諾函等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真(着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの)。

(完了検査)

第14条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査(契約書第17条)を指定された日時・場所で受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第15条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書(契約書第18条)を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする(振込先明示のこと)。

(その他)

第16条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務目的

本業務は、宇治浄水場に設置されている防火シャッター2台が動作不良のためこれを取替え設備機能の回復を図るものである。

2. 業務名称

宇治浄水場防火シャッター取替修繕

3. 業務内容

- (1) 防火シャッター取替業務
- (2) 試運転調整業務
- (3) 関係省庁との調整業務（申請・報告・検査含む）
- (4) 図面・書類作成業務

4. 業務場所

所在地 宇治市五ヶ庄高車1-2
施設名 宇治浄水場

5. 業務期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日

6. 整備、修繕内容

(1) 機器仕様

1) 防火シャッター

形 式	防火・防煙重量シャッター
方 式	手動式
開口部寸法	W1,850 mm × H2,600 mm
シャッター材質	スチール材
手動開閉装置	天井収納
付 帯 機 能	機械式避難時停止装置（安全装置）
数 量	2台

(2) その他

- 1) 本業務で取り換える部材は関連諸法令の基準に適合するものであり、かつ、適正に機能するものであること。
- 2) 主要な取替品は、事前に承諾書を提出し承諾を受けるものとする。

- 3) シャッター面は防錆塗装とし、ガイドレール部は壁面と同系色のものを塗布するものとする。
- 4) 防火シャッターは既設消防設備に連動する様に施工・調整するものとする。
- 5) 業務実施後、関係省庁への申請・報告を行うと同時に、担当職員立ち合いの上、消防署の検査を受けるものとする。
- 6) 作業実施時に取り外した部分の天井板は、同等製品を新たに取り付けるものとする。
- 7) 本業務において発生する廃棄物は適正に処分するものとする。